

令和4年9月9日

1. 出席議員

|     |    |     |      |    |    |
|-----|----|-----|------|----|----|
| 1 番 | 西  | 一郎  | 10 番 | 勝屋 | 弘貞 |
| 3 番 | 笠  | 健吾  | 11 番 | 伊東 | 茂  |
| 4 番 | 中村 | 日出代 | 12 番 | 徳村 | 博紀 |
| 5 番 | 池田 | 廣志  | 13 番 | 福井 | 正  |
| 6 番 | 杉原 | 元博  | 14 番 | 松尾 | 征子 |
| 7 番 | 樋口 | 作二  | 15 番 | 松田 | 義太 |
| 8 番 | 中村 | 和典  | 16 番 | 角田 | 一美 |
| 9 番 | 中村 | 一堯  |      |    |    |

2. 欠席議員

2 番 宮崎 幸宏

3. 本会議に出席した事務局職員

|        |    |    |
|--------|----|----|
| 事務局長   | 染川 | 康輔 |
| 事務局長補佐 | 樋口 | 貴司 |
| 議事管理係長 | 富岡 | 明美 |

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 市 長                 | 松 尾 勝 利   |
| 副 市 長               | 藤 田 洋 一 郎 |
| 教 育 長               | 中 村 和 彦   |
| 総 務 部 長             | 田 崎 靖     |
| 総務部理事兼選挙管理委員会事務局長   | 川 原 逸 生   |
| 市民部長兼福祉事務所長         | 岩 下 善 孝   |
| 産 業 部 長             | 山 崎 公 和   |
| 建 設 環 境 部 長         | 山 浦 康 則   |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局参事   | 白 仁 田 和 哉 |
| 人 権 ・ 同 和 対 策 課 長   | 中 尾 美 佐 子 |
| 企 画 財 政 課 長         | 山 口 徹 也   |
| 財政調整監兼企画財政課参事       | 村 田 秀 哲   |
| 保 険 健 康 課 長         | 広 瀬 義 樹   |
| 福 祉 課 長             | 中 村 祐 介   |
| 農 林 水 産 課 長         | 江 島 裕 臣   |
| 都 市 建 設 課 長         | 橋 川 宜 明   |
| 都 市 建 設 課 参 事       | 中 野 将     |
| 環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長 | 田 代 章     |
| 教育次長兼教育総務課長         | 江 頭 憲 和   |
| 生涯学習課長兼中央公民館長       | 嶋 江 克 彰   |

---

## 令和4年9月9日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第52号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第53号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第48号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第49号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第50号 佐賀州市町総合事務組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第51号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 

午前10時 開議

### ○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。染川事務局長。

### ○議会事務局長（染川康輔君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案3件の追加提出がありました。

議案番号、議案名は、配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

### ○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第51号から議案第53号の3議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。松尾市長。

## ○市長（松尾勝利君）

おはようございます。本定例会に提案いたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、補正予算1件、人事案件2件の計3件でございます。

それでは、議案第51号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額から826,208千円を減額し、補正後の総額を15,683,858千円といたすものでございます。

内容は、新市民会館に関するものでございますので、まず、その経緯について御説明申し上げます。

新市民会館につきましては、令和3年3月末に4工種の工事請負契約を締結し、同年4月以降、本格的に工事を着工いたしました。当初の計画では、令和4年、本年11月25日までの工期で進めてまいりましたが、基礎工事において転石が出たことや、令和3年8月豪雨、また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、施工業者から工期延長の申入れがあり、協議を行った結果、6か月程度の工期延長が必要と判断し、補正予算を編成したところでございます。

歳入につきましては、市民会館建設事業の減額や、市民会館備品整備事業などに伴いまして、繰入金や市債などの増減を計上し、このほか市民会館備品整備のための寄附や東和産業株式会社様、株式会社シード様からの指定寄附を計上いたしております。

歳出のうち主なものとしましては、総務費では、市民会館建設事業の減額や市民会館備品整備事業を、教育費では新市民会館に集約されます民俗資料館備品整備事業を計上いたしております。

また、市民会館建設事業の総額や期間、年割額の変更に伴う継続費補正、市民会館備品整備事業と民俗資料館備品整備事業に係る繰越明許費も併せて提出いたしております。

建築主体、電気設備、機械設備、舞台設備の4工種の継続費予算、合わせて81,900千円の増額と工期延長をお願いすることになるわけですが、できるだけ早期の完成を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第52号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員、大塚信一郎氏の任期が令和4年9月27日をもって満了することに伴い、引き続き大塚信一郎氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

最後に、議案第53号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、池田正明氏の任期が令和4年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き池田正明氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定

により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

お諮りします。議案第48号から議案第53号までの6議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号から議案第53号までの6議案は委員会付託を省略することに決しました。

## 日程第2 議案第52号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第52号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本議案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、大塚信一郎氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第52号はこれに同意することに決しました。

ただいまから鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介を行います。藤田副市長、お願いします。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、私のほうから御紹介をさせていただきます。

ただいま鹿島市固定資産評価審査委員会委員に御同意をいただきました大塚信一郎様でございます。大塚様、一言御挨拶をお願いいたします。

**○固定資産評価審査委員会委員（大塚信一郎君）**

今回も御指名いただき、ありがとうございました。市政運営の一助となるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

**○副市長（藤田洋一郎君）**

ありがとうございました。以上で紹介を終わります。

### 日程第3 議案第53号

**○議長（角田一美君）**

次に、日程第3．議案第53号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本議案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

討論を終わります。

採決します。議案第53号 鹿島市教育委員会委員の任命については、池田正明氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田一美君）**

起立全員であります。よって、議案第53号はこれに同意することに決しました。

ただいまから鹿島市教育委員会委員の紹介を行います。藤田副市長、お願いします。

**○副市長（藤田洋一郎君）**

それでは、私のほうから御紹介いたします。

ただいま鹿島市教育委員会委員として議会の御同意をいただきました池田正明様でございます。池田様、一言御挨拶をお願いいたします。

**○教育委員会委員（池田正明君）**

ただいま紹介いただきました池田正明です。今回、2期目を迎えるわけですが、御同意を賜りまして、大変ありがとうございます。学校教育のみならず、社会教育をめぐる課題は山積をしておりますけれども、教育委員会共々、一丸となって教育行政の実現に努めてまいりたいと思います。議員の皆様には今後とも御支援を賜りますようお願いを申しあげまして、御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

**○副市長（藤田洋一郎君）**

ありがとうございました。これで紹介を終わります。

**日程第4 議案第48号**

**○議長（角田一美君）**

それでは、日程第4. 議案第48号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

**○財政調整監（村田秀哲君）**

おはようございます。それでは、議案第48号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は20ページとなっております。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書（第2号）と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に54,875千円を追加し、補正後の予算の総額を16,510,066千円といたすものでございます。

2ページから6ページは、今回補正の集計表でございます。

7ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正でございます。放課後児童クラブ運営業務につきましては、これまで本市が直営で実施しておりますが、子供たちへの対応力向上及びクラブ運営の効率化のため、令和5年度から専門性の高い民間事業所へクラブ運営の一部を委託することとして、新たに令和7年度までの債務負担行為を設定するものでございます。限度額は415,000千円といたしております。

8ページをお願いします。

第3表 地方債補正でございます。変更分として、対象事業費の減に伴う起債充当額の変更によるもので、明倫小学校大規模改造整備事業の221,800千円全額を減額するものでございます。

9ページから10ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

11ページをお願いします。

歳入の主なものを御説明いたします。

12款1項1目．農林水産業費分担金は1,370千円を増額いたしております。農林地崩壊防止事業の実施に伴う分担金の増です。

12ページをお願いします。

14款1項2目．衛生費国庫負担金は68,720千円を増額いたしております。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増です。

13ページをお願いします。

14款2項1目．総務費国庫補助金は4,400千円を増額いたしております。マイナポイント事業費補助金の増です。同じく2目．民生費国庫補助金は6,855千円を増額いたしております。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の増です。同じく3目．衛生費国庫補助金は21,274千円を増額いたしております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増です。同じく5目．教育費国庫補助金は60,406千円を減額いたしております。学校施設環境改善交付金、明倫小大規模改造事業分の減です。

15ページをお願いします。

15款2項1目．総務費県補助金は、KIZUKI・看板改修事業費補助金や、さが暮らしスタート支援事業補助金などで962千円を増額いたしております。同じく2目．民生費県補助金は3,122千円を増額いたしております。学校給食費等支援事業費補助金の増です。同じく4目．農林水産業費県補助金は2,739千円を増額いたしております。県単農林地崩壊防止事業補助金の増です。

17ページをお願いします。

17款1項1目．総務費寄附金では、株式会社J Aビバレッジ佐賀様からのふるさと創生寄附金や、ふるさと納税を通じた令和3年8月豪雨災害支援寄附金など、545千円を増額いたしております。

同じく5目．教育費寄附金は、大和塗装株式会社様、株式会社宮園電工様、医療法人天心堂志田病院様、個人様から田澤義鋪記念館への指定寄附として2,150千円をいただいております。

18ページをお願いします。

18款1項1目．基金繰入金は94,458千円の減額でございます。一般会計全体の財源調整として、財政調整基金繰入金を103,700千円減額いたしております。また、中体連九州大会及び全国大会への参加補助の財源として、ふるさと人材育成支援基金繰入金を4,242千円、子どもの医療費助成の対象拡大に伴う財源として、ふるさと納税基金繰入金を5,000千円増額いたしております。

19ページをお願いします。

19款1項1目．繰越金は、令和3年度の決算が確定いたしましたので、306,725千円を増



額いたしております。

20ページをお願いします。

20款5項6目．雑入は8,109千円を増額いたしております。デジタル基盤改革支援補助金172千円や、エイブル指定管理委託料返還金4,124千円などを計上いたしております。

21ページをお願いします。

21款1項5目．教育債は221,800千円を減額いたしております。内容は、第3表 地方債補正で申し上げますとおりととなります。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備ください。

20ページから22ページは今回補正の増減比較表でございます。

23ページから24ページは歳入の概要ですが、先ほど予算書で御説明いたしましたので、省略いたします。

25ページをお願いします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

ナンバー1の基金積立金管理事業は、地方財政法第7条第1項の規定により、令和3年度決算剰余金の2分の1以上となる154,000千円を財政調整基金に積み立てるものです。

ナンバー3のマイナポイント申込支援等事業は、マイナンバーカードの新規取得、健康保険証としての利用申込みや公金受取口座登録に係る支援、教室、広報等を行うための経費として4,400千円を計上いたしております。

ナンバー4の社会福祉事業は、令和3年度に実施した事業に係る国、県補助金の精算に伴う返還で、55,270千円を計上いたしております。

ナンバー5の保育所給食費等支援事業は、コロナ禍での物価高騰による子育て世帯の負担軽減のため、給食を提供する保育所、認定こども園の食材費等の高騰分に対する補助を行うため、6,245千円を計上いたしております。

ナンバー6の子どもの医療費助成事業は、高校生等の通院及び調剤の医療費を償還払いによる助成の対象とすることに伴い、7,087千円を増額いたしております。

ナンバー7の生活困窮者自立支援の機能強化事業は、コロナ禍において生活困窮者支援団体の活動支援の検討協議などを行うプラットフォーム、会議体のことですが、この設置や、生活困窮者の多種多様な相談に対応できる相談体制の強化などを行うため、7,580千円を計上いたしております。

ナンバー8の新型コロナワクチン接種事業は、4回目接種の対象者拡大及びオミクロン株対応ワクチンに係る新型コロナウイルスワクチン接種並びに接種体制整備に伴う経費として、89,994千円を増額いたしております。

26ページをお願いします。

ナンバー9の県単農林地崩壊防止事業は、江福地区農地ののり面崩壊による水路閉塞防止のための工事を行うため、5,478千円を計上いたしております。

ナンバー10、市営住宅管理事業は、住宅使用料の算定誤りによる過大徴収分の返還金として、8,063千円を計上いたしております。

ナンバー11の小学校大規模改造整備事業は、国の令和3年度補正予算の採択に伴い、令和3年度予算に前倒したことにより、303,000千円全額を減額いたしております。

ナンバー12、生徒奨励対策事業は、学校教育諸活動参加補助金として、中体連九州大会及び全国大会参加に対する補助を行うため、4,242千円を計上いたしております。

ナンバー13、社会教育事業は、大和塗装株式会社様、株式会社宮園電工様、医療法人天心堂志田病院様、個人様から田澤義鋪記念館への指定寄附を、田澤義鋪顕彰事業等活性化交付金として、2,150千円計上いたしております。

歳出の説明は以上でございます。

27ページは市債現在高の見込み調書を、28ページは積立基金の状況を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。8番中村和典議員。

#### ○8番（中村和典君）

おはようございます。8番議員の中村和典です。ただいまの一般会計の補正予算（第2号）について質問をいたします。

昨日の議案審議の中で、令和3年度の決算の報告をいただいたわけですが、その関連ということで、実は昨日質問しようかと思っておりましたが、今日補正で上がっておりますので、今日のこの場で質問いたしたいと思っております。

具体的に申し上げますと、ただいま調整監から説明がありました補正予算書の19ページのほうに、繰越金ということで306,725千円、今回補正額が上がっております。それで、この関連を調べてみますと、令和3年度の決算書の151ページのほうに一般会計の歳入歳出の実質収支額を計上されております。この実質収支額というのが今回のこの補正額に跳ね返っているというふうに確認をしているわけですが、この151ページの決算書の中で私がちょっとお尋ねをしたいのが3点ほどございますので、これについてお伺いをしたいと思います。

まず、この実質収支に関する調書ということで報告があるわけですが、翌年度に繰り越すべき財源として、決算書をお持ちの方はお分かりかと思いますが、(1)で継続費逐次繰越額32,537千円、それから、(2)として繰越明許費繰越額80,333千円、それから、(3)と

して事故繰越し繰越額12,573千円ということで、合計で125,443千円がこの繰越財源ということで計上されておりますが、この中で私がちょっと確認できていないのが、(3)番の事故繰越しの額12,573千円というのが、どういう状況でこの額が発生してきたのか、まず、この内容についてお伺いしたいと思います。この事故繰越しというのは、今まで私たちがいろいろ聞く中では、めったにないような事例ということで承知をいたしておりますが、今回のこの12,573千円の事故繰越しの内容がどういうものからこういう数字として発生しているのか、まずこの点についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

江島農林水産課長。

**○農林水産課長（江島裕臣君）**

私のほうからお答えしたいと思います。

今回の事故繰越しでございますけれども、これは令和2年、令和3年と鹿島市のほうは豪雨被害を受けたわけでございますけれども、令和2年災の災害復旧工事、こちらのほうが3年度中には完了しなかったということで、数件の工事を事故繰越しということで、今年度に繰り越して実施をいたしておるものでございます。

**○議長（角田一美君）**

8番中村和典議員。

**○8番（中村和典君）**

私は先般、委員会の中でもお尋ねをしておりましたが、結構、令和2年、令和3年の豪雨災害の復旧工事が計画どおりに完了していないということで、こういった繰越しが上がっているというふうなことで確認をしておったわけでございますが、そうしたら、今、農林水産課長が言われるように、この災害の分の工事費ということであれば、一応、前回お尋ねしたときには大体9月頃には工事の現場としては完成をするんじゃないかなろうかということで確認をいたしておりますが、実際そういうふうな動きとして、今、流れているのか。それから、実際、この工事代金としては、いつくらいの支払いになるのか、まず、その点について確認をいたしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

江島農林水産課長。

**○農林水産課長（江島裕臣君）**

お答えをいたします。

事故繰越しの状況でございますけれども、繰り越した時点では17本の工事を事故繰りという形で繰り越したところでございます。

進捗状況でございますけれども、17のうち現在も行っております工事が8件ございます。うち4件につきましては間もなく、もうほぼ、今月をもって工事は完了いたすというところ

でございます。残り4件がまだあるわけでございますけれども、いずれも工事の発注は完了いたしております。この4件のうち2件が農地で、残りの2件が頭首工の工事となっております。この農地の2件につきましては、地権者様の営農の都合で、ちょっと工事の開始時期をずらしてもらえないかというような申入れがありましたので、そちらのほうの申入れを受ける形で工期を若干ずらすというような形になりました。おおむねずらして12月ぐらいには完了するのではないかと現在見込んでおるところでございます。

となりますと、あと残すところ頭首工の2件が残ってくるわけでございますけれども、頭首工に関しましては、河川内の工事、河川内でコンクリートを打設するという工事がございます。これに関しましては、やはりノリの時期はどうしても避けなければいけないということで、漁協でありますとか、運営委員さん方と話し合いを持ったところでございます。

漁協さんからの意見としては、とにかく9月以降はコンクリート打設はちょっと避けてほしいというようなことで、当然、昨年度、不作もあって、その辺非常に気にしておられますので、そういった申入れを受けまして、この頭首工2件についてはノリの期間が終わってからの着手ということになりますので、2月中旬以降ぐらいからコンクリート打設を行っていくことといたしております。もちろん、それ以外の工事については、できる分は前倒ししてやっておるわけなんですけれども、このコンクリート、頭首工の復旧に係りますコンクリート打設の部分が年を明けて施工せざるを得ないというような現状でございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

8番中村和典議員。

**○8番（中村和典君）**

それでは、最後の質問にしたいと思いますが、もう今、江島課長のほうからいろいろ話を伺いまして、この令和2年、令和3年の災害というのは、鹿島市にとっても非常事態ということで、とにかく現場の復旧を急がなきゃいかんということで、市役所も組織を挙げて、それから、建設業者や土建業者の方たちも総力を挙げて当たっていただいたということで見えています。しかし、こういった現場の工事が、契約の状況にもかかわらず、実際の形がまだ出来上がっていないということに対しては、私は市のやっぱり責任能力の問題、あるいは指導の問題、この辺も非常に絡んでいるんじゃないかなろうかという気がするわけでございます。もし、今年また災害、水害とか台風、こういったものが来ておれば、また次の2次災害を招く可能性も十分にあるわけですよ。それで、今の時期になってもまだ4か所ぐらいについては未着工だという話でございますが、こころの災害復旧に対する市の基本的な考え方について、まず、市長に確認をいたしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

松尾市長。

**○市長（松尾勝利君）**

令和2年、令和3年、当地区においてもかなりの農業被害、山林等の被害がございました。今、答弁されましたように、復旧について、今ずっと鋭意進めているところでございますが、やはりいろんな条件がありまして、例えば、ノリの漁期に入ったときにはどうしてもできないということですので、私のほうからも漁協のほうにはできる分はなるべく前倒してやってくださいという要請をいたしておりまして、できた部分もございますが、やはり少し大きな工事になりますと、どうしても先送りをしなければいけないという条件ですので、そこは皆さん方にも御了解をいただきたいと思っております。

こういう工事について、いつ起きるか分からない、そういうことがこれからも発生をすると思っております。そういうときに、やはり迅速に対応するというのが一番大事ですので、市役所内部の体制、それから、市内の建設業者の皆さん方とのいろんな話合いを鋭意持っていかねばいけないというふうに思っております。その建設業界と我々市役所の双方でいろんな詰めをやっていく、そのことが大事だと思いますので、なるべくそういう災害の復旧工事については市内の業者にやっていただきたいということもございますので、そこら辺やはり我々行政のほうとしても、しっかり内部体制、それから、建設業界との話合い、それを詰めた上で今後も取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

**○議長（角田一美君）**

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

**○12番（徳村博紀君）**

先ほど議案説明資料の中で、25ページです。上から3番目のマイナポイント申込支援等事業というところで、4,400千円、国のほうから補助が来ていると思いますが、まず、この4,400千円というのは何人分ぐらいのポイントに当たるのか、お聞かせください。

**○議長（角田一美君）**

山口企画財政課長。

**○企画財政課長（山口徹也君）**

お答えします。

このマイナポイント申込支援等事業ということで4,400千円しておりますのが、右のほう、事業概要の中にも書いておりますけれども、マイナンバーカードの新規取得をされた後、健康保険証としての利用申込み、また、公金の受取口座の登録ということで、その2点をされた場合に7,500ポイントずつつくということで、そのポイントの付与の手続に関して、本来は申請をして交付された皆さんが、御自分でパソコンなりスマートフォンなりで手続をするというのが基本となっております。ただ、そういったものをスムーズにできる方は問題ないんですけども、高齢の方、また、スマホとかパソコンが不慣れな方につきましては、いかんせんそういった手続が少し難しいということで、今までもマイナンバーカードを取得され

た後、市民課の窓口で大分そういったところの手続の手助けをしていただいていたところでもございます。その分につきまして、今回、国の補助金のほうで、そういった作業といえますか、役割を委託ということではしていきたいということで今回4,400千円を国に申請して、認められているものですので、これを直接金額的なものを住民の方にお配りするとか、手当をするとかいうものではなくて、そういった委託を行うための4,400千円ということで、今回補正をしているところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど健康保険証とか、あと、口座の登録をすることでポイントが付与されるということでもございましたけれども、実際にこの手続をやるとなると、どうしてもこれは多分、できない人は結構いっぱいいらっしゃるんじゃないかなというふうな気がいたしますので、その点については市役所のほうでもお手伝いをされているということで安心しましたけれども、このポイント付与の方法ということで、具体的にこの7,500ポイントと7,500ポイントというのは、どういうふうなことをして、どのような形でポイントが付与されるのかというのを具体的にお聞かせ願えますか。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

まず、マイナンバーカードを持っていらっしゃるということが原則になります。そのマイナンバーカードに健康保険証としての利用の申込み、また、公金の受取口座登録ということでもしていただくということになります。それはスマートフォンとかパソコンから、そういった手続をまずはしていただくことになります。その際に、マイナポイントの受取りをする場所といえますか、それを受け取るカード、例えば、スーパーなどで使うポイントカードであったり、買物等で使っているプリペイドカードというのを登録してもらいます。その登録されたところに、その2つを合わせて15,000ポイントがそのカードに入ってくるということになります。15千円分のポイントとして利用が可能になるということになります。一応そういった流れということとなっております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど、登録したカードに入ってくるということでしたけれども、その登録したカードというのは何種類もあるんですか。それともどこかに限られたカードになるのか。

今、決済手段としてもいろんなカードがあると思うんですね。電子決済もありますし、バーコードもありますし、QRコードないし、そういった全て選択できるような状況になっているのかどうか。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

いろんなカードがございまして、市内でもスーパーさんで使えるカードとか、登録をされているもの、また、コンビニエンスストアの専用カードなど様々あります。このカードにつきましては相当数対応をしております、すみません、ちょっと今、どれがどれということではあれなんですけれども、例えば、現在1階の市民課前の総合案内横のところであれといった手助けということでコーナーを設けておまして、その柱のところには、こういったカードがポイントに使えますということで提示をさせていただいておりますので、よろしければ何かの際にそこを御覧いただければと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

それでは、質問を2点お願いしたいと思います。

初めに、令和4年度一般会計補正予算（第2号）の補正の概要説明書の25ページで、社会福祉事業の補正が55,270千円、これは一般会計からとなっております、前年度に実施した事業に係る国県負担金・補助金の精算に伴い返還するということですが、これは前年度の事情があつて返還するというのでしょうか、内容をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

こちらの令和3年度の国県補助金精算に伴う返還金ということで、国県補助金の精算につきましては、それぞれの福祉の補助事業の国県補助金交付要綱に基づきまして、実績報告、補助金の確定、それから、補助金の精算という流れで事業が完結をしております。保育の事業だったりとか障害福祉の事業だったり様々ありますけれども、そういった福祉課の事業については、放課後児童クラブ、あるいは保育所、障害福祉サービスということで、利用人員がなかなか毎月変動して見込みを立てるのが非常に難しいというようなことございまして、国とか県もこれをある程度見込んで、次年度に精算するというような形を取っております。そのため、例年の実績を踏まえて、不足をしないように全体的に少し多めにこちらとしても

計上をしているところがありますけれども、そういった理由で返還するという形が多いということで、逆に追加の交付もありますので、市としても前年のデータとか最近の情勢とか、見込みに必要なデータを駆使して、なるべく正確な所要額が出せるように今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

3 番笠継健吾議員。

**○3 番（笠継健吾君）**

分かりました。予算を前年実績に基づいて、少なくならないようにしているということで、その分がきちんと実行されたので、余りは返すというようなところですね。分かりました。

そうしたら、第2点目、同じく補正概要説明書の26ページの中で、生徒奨励対策事業について、4,242千円を補正するということになって上げております。このことについては、学校教育諸活動参加補助金ということで、ここに書いてあります中体連等で九州大会、それから、全国大会等々に行かれたということで、西部中の各部に、そういった奨励金を出されております。そのことについては大変頑張っておられることについて、こういったことで応援するということは大変いいことだと思います。

質問したいのは、いわゆるこれには個人宛てに対しての積算によって出されているものか、そういったことであれば、高校生とかには出されないものか。そして、鹿島市内に居住する高校生が市外の高校に行って、こういった全国大会とか九州大会とか、市外で活躍をするという個人に対してのそういったものはないかというような、こういった規定をちょっと教えていただきたい。

というのは、市外の県に行っている方で、母子家庭のところですけど、一生懸命頑張っておられて、いわゆる遠征とかなんとか行かれるわけですね。そして、出費が非常に多いということで、こういったところであっても遠征をしてもらえば、ちょっと親にも言いにくかと、応援してもらいよる親にも出費ということで非常に言いにくかということを本人からちょっと話を聞いたことがありまして、そういったものがあればですね。規定をちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

江頭教育次長。

**○教育次長（江頭憲和君）**

お答えをいたします。

今回、予算に計上しておりますのが、御紹介あったように中学生のほうでスポーツを頑張る九州大会、全国大会に行く際の助成ということで計上しておりますけれども、大会出場経費のうち、交通費、宿泊料、昼食代、参加負担金等々を学校のほうで見積りをしていた



だいて、こちらのほうで精査をして積算して出すというような形での積算をしているところ  
です。

教育委員会のほうでこういう助成金をやっているのが小学生、中学生なんですけれども、  
基本的には中体連等の学校教育の中でやっていただいている部分の助成になりますし、例え  
ば、高校生については、高校生とか小学生の社会体育、これについては体育協会のほうでの  
助成がありますけれども、そこをちょっと詳しく私の手元に資料を持っておりませんので、  
1人幾らというような積算の方法のお答えが今できないところです。

市外の高校に通われている方ということですが、もちろん学校のほうとか通われて  
いる学校の自治体のほうからそういう要綱に基づいて、支援はあるかと思えますけれども、  
鹿島市のほうから市外の高校に行っておられる方あたりへの支援というのはいないんじゃない  
かなというふうに思っているところです。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

そうしたら、中学生対象ということで、体育協会は高校生をとということですね。これらの  
規定が何かあれば、そういったものを見せていただきたいと思います。今回の分については、  
交通費とか、そういったものの経費を勘案して、4,200千円ぐらいをやっているということ  
ですかね。そうしたら、決まったものはないと。ただ、今回の経費等について何割かをやっ  
ているということですね。今回のここに掲げてある補正の金額については、その費用に対し  
て援助をしているということですよ。そうしたら、決まったものはないと。例えば、今回  
はこれだけ、次の機会にこういったところに行けば、決まったところの規定でやるもので  
はないということですよ。そういったところをきちんと分かっていれば、そういったこと  
を教えてもらいたいと思います。そういった規定があればですね。

高校生からも、やっぱり一生懸命頑張っておられて、そして、鹿島市内に住んでいて、そ  
して、県外とか市外とかの高校に行って、そういったところも活躍しておられるというこ  
とで、朝、鹿島から出て、夕方、鹿島に帰ってきて、そして、一生懸命やっているという方  
の個人に対しての、全国大会とか九州大会レベル、こういった人たちにも応援をするとい  
うことがやっぱり大事じゃないだろうかと思えます。そういったことも検討してほしいとい  
うふうに思います。

○議長（角田一美君）

答弁はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

この26ページの12番、学校教育諸活動参加補助金というのは、これは中体連に限定をした  
補助金ということで、私ども教育総務課で規定をいたしております。ですから、同じ中学校

の部活動でも、その他、いろんなカップ戦があります。九州大会、全国大会。これについては中体連ではないので、補助金は出しておりません。しかし、生涯学習課が担当しております、そういった九州大会、全国大会に参加をする小・中学生については、九州大会で1人3千円、全国大会で5千円、団体で、これは30千円だったと思いますが、また後ほど詳しく申しますけれども、そういった補助金を出しているというようなところではあります。

教育委員会、教育総務課、生涯学習課で、高校生については今のところ出していないと思います。また、その辺りの資料は後日お示しをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

終わります。

○議長（角田一美君）

ここで10分ほど休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第48号の質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。9 番中村一堯議員。

○9 番（中村一堯君）

2 点ほど質問をします。

議案説明資料の25ページの保育所給食費等支援事業についてです。

今議会は、保育園のこの給食費の補助が出ております。6,245千円ついております。6月議会では、学校給食費、小・中学校の補助が5,000千円程度ついておりました。松尾市長に替わられて、こういった子供の世代の補助が増えたということを感じますけど、この保育所給食費等の支援事業の分を見たときに、小・中学校の給食費と、この積算の方法とかが違うんじゃないかなと思って、これの内訳はどうなっていますか。5,000千円の給食費だと、何か計算方法とかが書いてあって、5,000千円だったですもんね。でも、今回6,000千円なので、小学校、中学校のほうが人数とか多いから、何で保育所のほうが多いのかなと思ってですよ。そこら辺の計算方法とか内訳とか、どうなっていますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

積算ということで、この事業につきましては、県の補助事業を利用して補助を行うもので

す。

考え方といたしましては、物価上昇率8%を補助するというようなものでして、実施の施設ごとにその補助基準額を出して、それから、補助対象経費の年間分の実支出と比較して少ないほうの金額を選定するというような方式になっております。

この補助基準額なんですけど、これは児童1人当たり掛けるの令和4年度の開所日数掛けるの——これは10月1日現在の在籍児童数となっておりますけれども、この園児数ですね。それで、児童1人当たりの主食及び副食を提供している場合は、児童1人当たり月額7,500円と、これが基準額になります。副食のみを提供している園につきましては、児童1人当たり4,500円ということで、年間トータルの基準額を出して、実際支出した、給食にかかる保育所の実支出額を比較して少ないほうを選定しているということで、今回の予算はこの補助基準額の上限を上げているというようなところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番中村一堯議員。

○9番（中村一堯君）

分かりました。学校給食費の、この前、6月に出た分というと、食材費高騰の差額分で200円分ぐらいずつが出ていますもんね。これは国県支出金で出ています。今回は県のほうと一般財源から出ていたと思うので、そういったところで、少し一般財源をですね、あと市も、前、6月のときは半分ぐらい入れんばやったんじゃないかなぐらいは、そういったところでちょっと差があるんじゃないかなと感じたから、この点を質問させていただきました。

どちらもですね、もちろん保育所のほうも食材も高くなっているし、小・中学校も食材費の高騰というのはかなり影響を、またさらなる円安で差がつくと思うので、そこら辺、小・中学校と保育所のあまり差がないような形してほしいなというふうに思っています。かなり保育園のほうで、人数の割には補助が手厚いような感じを受けましたので、お尋ねをしました。

じゃ、次の質問です。

26ページ、市営住宅管理事業の分です。

これは市営住宅使用料の返還金ということで、算定誤りによる市営住宅使用料の過大徴収分の返還に伴う増というふうな感じで計上されています。これは市の発表でもありましたけど、約10年間、この使用料の算定の誤りがあったと。これは新たにシステムが変わって、多分問合せがあって、今回の問題が発覚したと思います。かなり私も、あまり言いづらいことではありますけど、やっぱり使用料についてはきちんと、10年以上前からこういった状況がずっと続いている。でも、資料は10年分しか残っていないと。市民から預かる使用料なので、それは本当に正確な使用料をもらうべきだと。

今回こういったことになった経緯と、今後どういうふう to それを防いでいくのかというのを改めてケーブルテレビを御覧の皆さんにお知らせをお願いします。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

まず、市営住宅管理運営業務において誤りがありましたことについて、まずは長年にわたり過大徴収となっておられた入居者の皆様に対して深くおわびを申し上げます。あわせて、鹿島市民の皆様にもおわびを申し上げます。

御質問がありました、まず経緯につきましては、令和3年度において、令和4年度からの家賃を算定する用のシステムを入れまして、前年度の家賃と比較して下がる方が出てまいりましたので、調べましたところ、令和3年度家賃までに家賃の算定に使っていたエクセルというソフトの表の中の計算式——具体的にいきますと、計算するための参照場所について誤りがあったことが今回の間違いの原因という形になります。

その間違いがあったところが、近傍家賃と呼ばれる、市営住宅を比較して近隣のアパート等の家賃を比較するところではございますが、ここが実質的に市営住宅の家賃の上限という形になります。この上限額に間違いがありましたので、比較的収入が高い入居者の方に関しまして家賃の過大徴収が発生していたものでございます。おおよそではございますが、入居者の約12%の方が該当して、具体的に言いますと、91の方が誤りの対象者ということになっております。

次に、今後につきましては、今回の間違いのもとであったエクセル表の参照場所につきましては、エクセルの表に書かれていた参照場所も併せて間違えていたことから、法令等の見比べというものをしないと間違いが分からなかったというところにはなりますが、やはりどこかに間違いがあるものということで、担当者及び私を含めまして関係する職員が、先ほど申しましたとおり、どこかに間違いがあるかもしれないという気持ちで常にチェックをしていかないと、やはりこういう間違いは見つからないという形になっております。ですから、そういったチェック体制を今後とも整えていきたいと考えております。

重ねまして、今回の件に関しましてはおわびを申し上げます。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番中村一堯議員。

○9番（中村一堯君）

経緯については分かりましたけど、鹿島市全体で市民から徴収している同じような使用料が——都市建設課分だけじゃなくてですね。大体幾らぐらいあるんでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

答弁できますか。9番中村一堯議員。

**○9番（中村一堯君）**

鹿島市で、全体的な使用料については、ちょっと今すぐには答えられないということで賜りましたけど、やっぱり同じ間違いがほかでもあるかもしれないですもんね。じゃ、前の全協のときにも話しましたが、どういうふうにこれを防いでいくのかと。じゃ、鹿島市の使用料、全体で幾らあるんですかといったときに、すぐに出てこないということは、はっきりと方針とか、そういった対策がまだ決まっていないということの裏返しかなというふうに思っています。

一番多い人で300千円やったですよ、300千円。300千円の人が、例えば、さっきの令和2年3月までだったかな、法定が5%ですね、300千円の5%分を上乗せして払わないといけないというふうになっていますよね。最大の人でどのくらいの追加、300千円プラス払うようになっているんですかね。

**○議長（角田一美君）**

橋川都市建設課長。

**○都市建設課長（橋川宜明君）**

お答えいたします。

まず、民法が途中で改正になっておりまして、返還に伴う加算金につきましては、令和2年3月31日分までは年利5%、令和2年4月1日以降については年3%という形になります。今回、一番多い方で344,400円ということになります。今、手元にその個別の方の加算金額というのを持っておりませんので、具体的な金額をお答えすることが今できません。申し訳ございません。

**○議長（角田一美君）**

9番——ちょっとお待ちください。田崎総務部長。

**○総務部長（田崎 靖君）**

先ほど使用料の件でお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

決算書の19ページから21ページにかけまして、使用料及び手数料のうち、使用料ということで、令和3年度の決算額、収入済額で、使用料143,164千円程度の収入が入っております。先ほど住宅使用料がありましたけれども、この使用料の中には、定額であったり、計算をして納めていただいたりというような、いろいろなパターンがございますので、そういったところについては、また庁内で確認をしながら、誤りがないようにということで指示も受けておりますし、今後庁内で再確認しながら注意をしていくということで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番中村一堯議員。

○9番（中村一堯君）

分かりました。新たにきちんとした見直し、本当にそれが合っているか、1億数千万円の使用料が本当の計算で——それはまた機会を改めて聞くので、きちんと調べておいてください。間違えているかもしれないですよ。だって、恐らく市営住宅が建ってから全部ずっと間違っているだろうから。さっき10年——例えばですけど、300千円を5%でずっとしていったとき、ずっと複利という積み重ねだったら、これで480千円になりますもんね。そこまでの高額じゃないかもしれないけど、例えば、この300千円が、30年間で5%のずっと複利していったら、もっとかなりの額になるはずですよ。でも、資料は残っていないと。同じように、1億円以上の使用料がそういった——仮に間違いがあった場合に、また新たな市民の皆さんが不信感を持つような結果になると思いますので、ここはきちんと使用料に関してはですね。だって、前も駐車場の使用料間違いのあったですよ。もう3度目はないというふうな決意で臨んでもらいたいと思います。

じゃ、この使用料に関して言えば、どのようにしてこれを新たにチェックしていく、同じような案件が起こらないようにするというふうに庁内で会議されているのか、お答えください。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、使用料につきましては、市民の方から直接頂くような使用料もございますので、十分に注意をしながらやっていかなければならないと考えております。庁内各署で使用料徴収をしているところもございますので、再度、部課長会なり各課の課内会議なりということで、先ほど都市建設課長も申しましたように、チェック体制を強化して、誤りがないようにということでやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

先ほどの御質問で回答できなかった部分について御回答いたします。

一番多い方、344,400円の方の加算金につきましては、77,200円となります。これは納められてからの——そこからパーセントがかかりますので、繰り返しますが、77,200円という額でございました。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

10番勝屋弘貞でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の25ページ、マイナポイントについてお尋ねいたします。

現在のマイナンバーカード登録状況をまずお聞きしたいと思いますけど、いかがですか。マイナンバーカードに登録されておる割合とか、その辺りはいかがですか。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

マイナンバーカードの申請と交付ということでお伝えしたいと思いますけれども、現時点で申請自体は人口の約60%ぐらいを占めておりまして、あと、交付率が52%程度ですので、県内の20市町の状況あたりと比較しますと、20市町中4位ということで、先ほどマイナンバーのポイントの説明も企画財政課長からありましたけれども、松尾市長の下、マイナンバーカードの普及、そして、ポイントの申請手続関係も市民の皆さんに周知を行って、この一、二か月ぐらい申請率も上がっておりまして、それに伴って交付率、そして、ポイントの取得も上昇しておりますので、これは継続して今後もスピード感を持って対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

ありがとうございます。私自身、以前マイナンバーカードを取得しておりまして、実際、勝手に健康保険証登録ができるのかぐらい思っておったんですけど、意外とそういう方が今でも多いんじゃないかなと思うんですよね。市民課のほうの窓口にお伺いすればいろいろ教えてくれると、先ほどの説明でそういうことだったと思っておりますけれども、窓口でその手続と一緒にできるということなんでしょうか。いかがですか。その手続用のパソコンも常備されていて、そこで教えながら、こうやってくださいみたいな感じになるのかどうか、その辺りがどうか。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えいたします。

市民課の窓口で対応ができるというお話でしたけれども、基本的には交付までが市民課の業務となっております。その後のマイナポイントの手續に関しましては、本来、個人個人が自分ですということになっております。ここは先ほどお話をさせていただいたところかと思ひます。それについて、なかなか高齢の方であるとか、使い慣れていない方については、市民課のほうで交付の際にどうしたらいいのということでお尋ねがあつておりましたので、その際は引き続き市民課のほうで手續の手助けをさせていただいていたところでございます。

今回、市民課の窓口ではなく、その前のほうになります総合案内の近くにコーナーを設けて、そういった方々、不慣れな方々が相談をされて、そこで手續ができるようなコーナーを設けて、そういったところの手助けを行っているという状況でございます。

○議長（角田一美君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

現在、私、手續をやっていないんで、例えば、これが終わった後に総合窓口に行って、やれるというようなことでよろしいんですね。分かりました。ぜひとももっとアピールしていただいて、皆様が登録されるように努力していただきたいと思ひます。

続きまして、同じページの生活困窮者自立支援の機能強化というところで、実際、今までも自立支援に対してはいろいろと努力されてきたと思ひますけれども、どのように新しくなるのか、その辺りはいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

生活困窮者自立支援の機能強化事業ということで、この事業の目的と概要をまずお答えしたいと思います。

まず、目的といたしましては、この新型コロナウイルス物価高騰の影響によりまして、今後新たに支援が必要な層が出てくることが懸念されるとか、あと、貧困、あるいは孤独問題などが生じておりました、従来の行政サービスに加えまして、民間団体の独自の支援や連携を進めていくことが重要であるというふうに考えております。また、その相談支援を担う現場においては、職員が支援に集中できる環境整備を図って、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図ることが目的となっております。

事業の概要につきましては、具体的には、自立支援機能である社会福祉協議会や生活困窮者の支援活動を行っている民間団体との連携を深めるため、会議体を設置いたします。そこに市も入りまして、市と民間団体が連携して生活困窮者の支援体制の強化を図るのが、この事業の一番新たな機能だと考えております。それで、社会福祉協議会には民間団体との



つなぎ役とか、まとめ役になっていただくため、会議の運営を委託するというのと、あと、市もその中に入りますので、市と社協、民間団体が一体となって生活困窮者支援を進めていきたいというふうなことを考えております。

具体的な活動といたしましては、フードバンクとか、子ども食堂だとか、そういった子供の居場所づくりですね、そういったところを予定しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

先ほど言われました民間団体、もう少しどういった団体が鹿島市にあるのか、市外の団体とも協力し合っていくのか、その辺りいかがですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

今予定しているのは、まだ決定じゃないんですが、例えば、食生活改善推進協議会、これについてはこどもエール宅配事業を既にやられていますので、こういったところと連携をする。それからあと、かしま防災サポーターズクラブ、これについては生活困窮者の方への非常時の備蓄の袋などの配付を考えていらっしゃるのか、あと、民生児童委員連絡協議会だとか、あと、鹿島市連合青年団とかが考えられるということで、今予定をされております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

今まで何人かの議員の方が質問されていますので、ちょっと重なるところはあると思いますが、よろしく願いをいたします。

概要説明書の、先ほど中村一堯議員から質問があった部分、この保育所給食費等支援事業6,245千円で、中村一堯議員からも質問があっていましたが、やっぱり小・中学校の給食と、保育所、認定こども園の給食は大分違いがありますね。御飯を持っていく、白御飯を持っていきますね。それで、主食、副食とありますね。小・中学校の場合は、給食センターで全て作ります。保育所は、各保育所で作られる。園によっては大分違いが出てくるんじゃないかなという気がするんです。

先ほどの課長の説明で、主食、副食合わせて月7,500円とおっしゃいましたかね。副食が4千円ですか、4,500円、そういうふうにおっしゃったと思います。それを1人掛けるの開

所の日数というふうにおっしゃったと私はメモをしているんですが、これは園によって給食の食材費の金額というのは一律なんですか。まず、そこをお聞かせください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

この補助金の趣旨としては、物価上昇分を補助するというようなところでございます。先ほど、主食、副食を提供している場合、月額7,500円、それから、副食のみを提供している場合4,500円と申しましたが、これにつきましてはあくまでも標準額、基準額でございます。それぞれ給食費によっては園ごとに全く材料を使われる費用というのは違ってくるかと思えます。ですから、年間の材料費とこの基準額を比べて、どちらか少ないほうをこの補助にするというような考え方ですので、そういったところで年間トータルで見て、実支出額と基準額を比べるということと考えていただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

じゃ、今回補正に上がっている6,245千円、このうち半分が県からですよ。あと半分は市の一般財源になっています。そしたら、鹿島市の中で保育所、認定こども園、合わせたら数十か所あると思うんですけど、じゃ、その園によって補助の額が変わってくる——もちろん人数にもよるでしょう。1人当たりの単価というのも変わってくるということですね。それを市の一般財源からも出すわけです。

じゃ、これが物価上昇8%を考えて実施ということですけど、この期間というのはどのくらいやるんですか。この補助の期間。

そして、それは、この補助をやるわけですから、それについて給食の内容と金額と、市のほうに各園は提出をするんですか。それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

まず、補助の対象期間でございますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間、12か月ということで考えております。それから、この期間については補助対象になっていきますので、ちょっと遡って補助期間になるというようなところでございます。

あともう一つが、何だったかな。すみません、もう一つが——よろしいですか。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

ちょっと今聞いてびっくりしたのが、これが遡って今年4月1日からと。それで、来年3月までと。もちろん、材料費、そういうふうなものの上昇が言われてきたのが6月以降ぐらいからですかね、そういうふうに言われてきましたので、遡って4月1日からなんでしょうけど、これの金額を各園で出すやり方というのは、まちまちじゃないですか。一律になるんですか。そこの辺りがちょっと心配ですね。

それで、その物価上昇の8%という、この基準も曖昧ですね。実際、各園の調理師さんたちが材料を購入されるお肉屋さんであったり、お魚屋さん、様々なところ、これは同じところから購入をしているわけではないはずですが。担当課として、これについて各園にどういうふうな説明をして、どういうふうなその報告をいただくようにしているんですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

保育園のほうには県のほうからもアンケート調査が行っておりますし、あと、県の6月補正で予算がついたということで、広報のほうはある程度行き渡っているんじゃないかなと思っております。

うちのほうでも、この後ですね、この予算が通り次第、保育園のほうに調査をいたしまして、まずは概算払いができるということなので、そういったところで概算払いを行って、それから、年度が終了して、実績により精算を行うという形で考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

一番最初ですよ、この6,245千円というのは基準額という言葉が出てきたと思うんですけど、来年3月31日まで、この物価上昇率8%という考え方が、15%、20%になった場合は、さらにこれは上乘せという支援が起こるのか、それについてはどうですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

まず、価格上昇分8%の根拠なんですけど、これは県から示されております。県の説明によりますと、佐賀県の学校給食会における学校給食用一般物資供給価格、それから、学校給食

用の物資売渡価格の令和3年度、令和4年度の平均上昇率を採用しているということで、8%を上限に持ってくるというようなところの説明がっております。

8%を超えるようなものにつきましては、今、県の制度がもう8%が上限ということでありますので、それ以上の物価上昇があつて、これでは不足するというような事態が出てきた場合には、そのとき県も検討されるでしょうし、うちのほうとしてもちょっと対策のほうを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

分かりました。ありがとうございました。

じゃ、この項目の最後の質問にしますが、担当課としてですよ、こういうふうな保育所、認定こども園、この給食の検食というのはしていますか。そういうふうなのを年に1回、必ず全園を回るとか、そういうことをやっていますか。私が気になるのは、園によって、その給食の内容があまりにも違いがあつたら、やっぱりおかしいんじゃないかと思います。もちろん、各園には調理師さんたちがいて、これも決められていますから、いるはずですが、その方がちゃんと栄養とか考えて作られていると思いますが、しかし、給食センターみたいに1か所で全ての園児の分を作るわけではない。児童とかね、小・中学生みたいに作るわけではない。そう考えると、検食は必要だと思いますが、どうですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、そういった検食という、行政のほうもそういった、どういふの出されているのかとか、そういう実態を知っておくというのは非常に大切かと思っております。

今、監査等で保育所等に回って、その辺の説明は聞いているんですが、実際の検食となると、なかなかできていませんので、そういったところを保育行政会のほうに、毎月、保育行政説明会を開催しておりますので、ちょっと提案をしまして、私どもも検食ができないか、そういったところで提案をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

各園、本当にいろいろ考えてから、主食、副食、考えていらっしゃると思います。ただ、私が知る限り、今、SNS等で保護者の間ですぐ連絡が行ったり来たりしますよね。そういう中で、子供から聞いたけど、うちの今日のおやつとか、これだけだったとか、そういうふうなのがやっぱり出てくる。そこの辺りはしっかりと担当課、そういうふうな各園に対して様々な補助もやっているでしょう。それは責任があると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、これも中村一堯議員が質問した市営住宅の管理事業、これについては担当の課長もおっしゃったように、まずあってはならないことですから、今後しっかりと対応していただきたい。

最後の質問になります。

社会教育事業の田澤記念館のほうに2,150千円という寄附をいただいた中で出ているわけですが、これはどういうふうなものに使われるようになっているのでしょうか。それについてまずお答えください。

**○議長（角田一美君）**

鳴江生涯学習課長。

**○生涯学習課長（嶋江克彰君）**

お答えします。

この2,150千円につきましては、田澤記念館がかなり老朽化をしている部分があります。それで、電気をLED化に変えたりとか、あと、畳もかなり古くなっているんで、畳を張り替えたりするということを聞いております。また、これ以外にもいろんな事業をされておりますので、その事業に使っていただくとか、そういうことに使われているということでお願いいたします。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

11番伊東茂議員。

**○11番（伊東 茂君）**

そういうふうにも有効に使っていただいて、もちろん、私も若いときには田澤記念館で講演を聞いたりとかという経験はあります。年数もたっていますからね、そういうふうなところもあるでしょう。

それで、今の利用状況というのは、ここ1年ぐらいでいいですけど、どういうふうな状況ですか。いろんなことがあって、田澤記念館を閉鎖するとか、そういうふうなこともあったと思うんですけど、それをちょっと教えていただけませんか。これを最後の質問にしますので、大丈夫ですよ。時間内に終わりますから。

**○議長（角田一美君）**

あと質疑、何名いらっしゃいますか。——答弁求めますかね。嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

田澤記念館につきましては、昭和57年6月に設立をされて、田澤義鋪の生涯と、その信条を社会教育及び青年団活動に生かして、これまで地域社会の発展に寄与することを目的として設立をされた法人であります。その後、御存じのとおり、いろいろな理由がありまして、一時休館と、1年間ぐらい休館となりました。その後、館の存続に向けて関係者の皆様と協議を重ね、昨年12月18日に一般財団法人田澤記念館と一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団が合併をされて現在に至っておりますけれども、名前を田澤義鋪記念館と改めて、館長は永池・エイブル館長が就任をされております。

田澤義鋪記念館に新しくなって、いろいろな事業を行っていただいております。例えば、出前講座による小・中学校への学習の紹介とか、ユースカレッジとか、あと、御存じのとおり漫画本が作られましたので、エイブル祭りでの記念のイベントをされたりとか、いろいろな事業を展開されております。

一時期、休館ということもありまして、利用が落ち込む——全く活動がなされていなかったんですけども、今年4月ぐらいからやはり大分努力をいただいておりますので、利用人数も今から増えていくんじゃないかと思っております。市としましても、いろいろな面から協力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第48号の質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

議案説明書の27ページでございまして、市債の現在高の表記がございまして。

まず、一番基本的なことをお聞きいたしますけれども、この起債の返還年、多分私は30年だと思っておりますが、それでよろしいですか。

○議長（角田一美君）

村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

お答えいたします。

市民会館の起債の件ということでよろしいでしょうか。（「全ての」と呼ぶ者あり）全てではありません。市民会館については30年の償還、5年間は元金償還据置き30年償還となっておりますし、それぞれ耐用年数とか、物によって、起債のメニューによって10年から30年ぐらいまでの幅がありますので、それぞれ違ってきます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでは、10年とかいう短い起債もあるということなんですね。今は残高が147億円ぐらいあると記載をしてありますけれども、この金額の中でも全てが30年じゃなくて、20年とか10年とか、そういうのもあるということですか。

○議長（角田一美君）

村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

お答えいたします。

起債の年限でございますが、主要成果説明書をお持ちでしたら、10ページのほうに3年度末現在の残高と起債の種類を記載しております。この中に起債の——こういう書類がありますけれども、それぞれ償還の年が異なっておりますので、10年、例えば、辺地対策事業債とかは10年の償還になっていたと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私たちは借入れをしたら必ず利子がついてくるんですけれども、この起債の場合の利子というのは発生しないんですか。

○議長（角田一美君）

村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

起債の償還、利率の種類というか、決定の方法でしょうか。

起債の借入れの利率につきましては、それぞれ財務省所管の財政融資とか、市中銀行からお金を借りる縁故債とかありますので、財政融資資金——公的資金といいますけれども、そこら辺は何年借入れの場合の金利というのは毎年見直しがあって、そのときの利率で、20年の分は利率が幾らとかいうとは決められています。市中銀行の場合の貸付けを割り当てられた場合は、その都度見積りを市中銀行から取って最低のところから借り入れるということで、市中銀行の利率で決定することとなります。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

利子が発生するということですが、その利子の額の記載というのはどこで分かりますか。

○議長（角田一美君）

村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

利子の分かるところということですか。（「利子の額が分かる利率……」と呼ぶ者あり）利率は、個別には見えるところはありませんで、各償還台帳というので控えて、借り入れたときに各年の償還の額がありますので、その積み上げで各年度の積み上げた分を予算に計上して、起債の元金と利息の償還が予算の中で措置していることとなります。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

じゃ、金利の分は償還金の中に含まれているという判断でよろしいんですね。けど、やはり昔借入れ、というのは今から30年前、30年の長期で借りる場合があるわけですから、その頃というのは大体4%ぐらいの金利でした。今は1%を切っていますけれども。だから、金利の大きいときには償還金の中にかなり金利の分が含まれていると思うんですよ。だから、そこをある程度理解しておかないと、なかなか私たちには分かりにくいなというところがあるんですけども。だから、利子がどれくらいあるのかなということがどこで分かりますか。質問はそういうことなんですけれども、そこはどうですか。

○議長（角田一美君）

村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

お答えいたします。

利子の額は各年度の分ということでお答えいたしますが、決算書で申しますと、3年度の決算額として、127ページですが、公債費の中に元金と利子と分かれて決算を決算書に記載しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第49号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5 議案第49号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第49号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は21ページでございますが、説明は別冊の補正予算書で御説明いたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,773千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ460,675千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。

今回補正予算の事項別明細書でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

歳入でございます。4款1項1目 繰越金は、2,773千円を増額しております。内容といたしましては、令和3年度の決算剰余金の確定に伴い、令和3年度においてこれを繰越金として受け入れるものでございます。繰越金の内容は、出納整理期間である令和4年4月から令和4年5月の間に市で収納いたしました令和3年度の保険料でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出でございます。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。先ほど歳入で説明いたしました繰越金と同額の2,773千円を負担金補助及び交付金として増額しております。令和3年度の出納整理期間である令和4年4月から令和4年5月の間に収納した令和3年度分の保険料は、翌年度に繰り越して後期高齢者医療広域連合へ納付する仕組みとなっており、この後期高齢者医療広域連合への納付額が確定しましたので、2,773千円を増額補正し、支出するものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 令和4年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第50号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6、議案第50号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

それでは、議案第50号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について御説明いたします。

議案書22ページを御覧ください。

佐賀県市町総合事務組合の規約を変更する必要があるため、この案を提出するものです。

23ページは、同組合の規約を変更する規約となっております。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたします。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行するものとなっております。

それでは、議案説明資料31ページをお願いします。

1の協議理由です。

今回の協議は、杵東地区衛生処理場組合から武雄市が脱退したことにより、令和4年4月1日付で組合の名称を杵島地区衛生処理組合に変更されたため、同組合が加入する佐賀県市町総合事務組合の規約の一部を変更する必要があり、提出されたものです。

一部事務組合の規約を変更するためには、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を要し、同法第290条の規定により議会の議決を要することとなっております。

2番には杵島地区衛生処理組合について、団体の概要と経過を記載しております。

概要を簡単に説明いたします。

昭和39年3月に大町町、江北町、旧白石町、旧北方町、旧有明町、旧福富町で構成されました杵東地区衛生処理場組合が設立し、し尿処理事業を行ってききましたが、市町村合併によりまして、武雄市、大町町、江北町、白石町の1市3町での運営となっております。

そして、その後、センターの整備計画が検討された際に、武雄市から不参加の表明があり、武雄市が脱退することになりまして、残りの3町で杵島地区衛生処理組合に名称を変更して、新処理棟において供用が開始されております。

また、32ページには参考として、地方自治法の抜粋、戻りまして、29ページ、30ページには、佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

討論を終わります。

採決します。議案第50号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第7. 議案第51号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、本日追加提案いたしました議案第51号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、緊急な対応が必要なものなどについて追加提案するものでございます。

議案書（その2）は1ページとなっております。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

補正予算書（第3号）と議案説明資料（その2）で御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

補正予算書（第3号）の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から826,208千円を減額し、補正後の予算の総額を15,683,858千円といたすものでございます。

継続費の変更は、第2表 継続費補正によります。

翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費は、第3表 繰越明許費によります。

地方債の変更は、第4表 地方債補正によります。

2ページから3ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

4ページをお願いします。

第2表 継続費補正です。市民会館建設事業につきまして、継続費の総額、事業年度及び年割額を変更するものです。事業年度は、令和2年度から令和4年度を令和2年度から令和5年度に、予算総額は2,944,600千円に81,900千円を追加し、3,026,500千円といたすものでございます。年割額は御参照ください。

なお、財源内訳等につきましては、後ほど15ページを御参照ください。

5ページをお願いします。

第3表 繰越明許費は、諸般の事情で予算を令和5年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。市民会館備品整備事業及び文化財保護事業（民俗資料館備品整備）を令和5年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰越理由等は、議案説明資料（その2）の6ページに記載しておりますので、後ほど御参

照ください。

6 ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。市民会館建設事業は、継続費の年割額の変更に伴い、今年度の起債額を1,597,500千円から709,100千円に変更するものです。

7 ページから8 ページは、今回補正の事項別明細書でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

17款1項1目．総務費寄附金は、令和4年4月以降にふるさと納税寄附を通じていただいた市民会館備品に対する寄附金5,050千円を増額いたしております。

10ページをお願いします。

18款1項1目．基金繰入金は57,142千円を増額するもので、内訳といたしましては、今回補正の財源調整として財政調整基金繰入金を49,000千円減額いたしております。

また、令和3年度以前に新市民会館備品への指定寄附としていただき、公共施設建設基金及びふるさと納税基金へ積み立てていた寄附金の繰入れや、ふるさと納税基金繰入金（市長におまかせ分）から59,192千円繰り入れることといたしております。

11ページをお願いします。

21款1項1目．総務債は、888,400千円を減額いたしております。内容は、先ほどの第4表 地方債補正で申し上げたとおりとなります。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料（その2）で御説明いたします。

議案説明資料1 ページから3 ページは今回補正の増減比較表となっております。

4 ページの歳入補正の概要につきましては、先ほど予算書で御説明いたしましたので、説明は省略いたします。

5 ページをお願いします。

歳出補正の概要です。

ナンバー1の市民会館建設事業は、工期延長による令和4年度分の事業費の減額に伴い、987,111千円を減額いたしております。

ナンバー2の市民会館備品整備事業は、新市民会館用備品の購入経費として142,692千円を計上いたしております。

ナンバー3の民俗資料館備品整備事業は、新市民会館に集約される民俗資料館の展示用備品などの購入経費として18,500千円を計上いたしております。

6 ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の内訳と繰越理由の一覧でございます。

先ほど説明いたしました備品整備の2事業、総額161,192千円を令和5年度に繰り越す予定といたしております。

なお、7ページには補正後の市債現在高の見込み調書を、8ページには補正後の積立基金の状況を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

今説明をいただきまして、市民会館、工期も少し延びると、来年の春まで、令和4年度いっぱいの方が予定がまた延びると、6月ぐらいになるんじゃないかと。様々なその要因はあると思います。コロナであったり、その間に工事が滞ったり、あるとは思いますが、幾つかそういうふうなアクシデントはもともと考えていたはずですが、しかし、やっぱり私たち議員が一番考えないといけないのは、工期の延長もさることながら、この市民会館の建設事業費が膨れ上がっていくことです。もともとこの市民会館建設の話合いをするとき、検討委員会というものができて、その中で出てきた、市民会館を建てるにはある程度のこのくらいのお金がかかるでしょうという話があったとき、議会からもそれはかかり過ぎだという意見を言ってきたはずですが。当初、検討委員会が考えていた客数等、今よりも大分多かったです。そのときに30億円というのは出てきたと思います。今、市の財政でそこまで出すのは大変じゃないかと、それもニューディール構想で相当基金を削り、そして、市債等を発行してきて、どうなるんだということでした。今回また補正として増額が上がってきております。もちろん物価等、原材料の高騰、それもあるでしょう。しかし、どうもここの辺り、本当に市民の方が納得できるものなのか、それが私は一番心配されるところです。

今建設が行われておりますけど、この途中途中のもう少しきめ細かな説明が議会に必要ではないかと思うんですよ。今回この補正の中で、ただし書というか、概要等で書いてある備品の購入にしても、舞台の大道具であったり、照明、音響、ピアノ、カーテン、そして机、椅子等、こういうふうなものがある程度カタログといいますか、資料があるはずなんですよ。そういうふうなものも議会に一回も提示されたことがない。今度、決算で途中の市民会館の建設のところを検査というか、中に入って見に行きます。ただ、まだまだ途中ですから、全体的な中身というものはそこで見ても分からないかも分からない。しかし、私たち議員は、こうやって市の財産というか、貴重な財源を使いながら、この大きなプロジェクトの市民会館の建設をやっているわけです。もっと私たちは知る必要があると思っております。

今回補正を提示されておりますが、私が今言ったようなもう少しきめ細かな説明というものを、あと半年少しあると思いますが、どういうふうに行うかと総務のほうは考えていますか。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

情報が足りないということの御指摘と思います。

我々としていたしましては、工事が進捗をしていく途中で、議会ごとではございましたけれども、全員協議会の場で工事の進捗状況についてはお知らせをしてきたところでございます。

今回、備品についてはこれが初めてということでの御指摘をいただいておりますので、工事だけにとどまらず、市民会館関連につきましては機会を見つけて御説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

3月、6月、9月、12月、こういうふうな本会議の前には全員協議会という場を設けて、執行部からいろいろ議会に提出する案件の説明をいただきます。この市民会館の建設に入ってくるようになって、市民会館という名前が出てくると、ああ、また事業費が上がるのかと、もうそういうふうに思っています。コロナで工事が中断したときに、様々な理由でいろいろ——下の掘削をしたときにまた土壌の問題があったとか、そういうふうなので工期が伸びた場合、工期が1か月延びるごとに10,000千円ずつは着実に上がっていくと、上乗せ分になっていくと、それが常識なのかも分かりませんが、一般市民の方はどう思うか。じゃ、どうして早くこれができないんだと、そういうふうなお叱りは受けるんですよ。

松尾市長は就任されてから4か月、5か月目に入るかも分かりません。あなたは今まで、議会の私たちのほうでこういうふうな質問をしてきました。市長になられて市民会館の進捗状況をどのように感じていますか。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

伊東議員言われるように、鹿島市民にとって市民会館の建設というのは非常に興味のあることだというふうに思っております。今言ったように、いろんなことで工期が遅れております。そのことについては、私も市長に就任以来、担当の職員たちとなるべく工期が遅れないように、あと、事業費についても工事関係者と話をしながらなるべく多くならないようにということで指示をしながら現在まで動いているところです。

ただ、いかんともしい、コロナの影響とかいろんな影響でやっぱり上げざるを得ない部分がありますので、そこのところは皆さん方にお諮りしながら計画を進めていきたいと思っておりますし、どうしてもこちら側サイドの勝手じゃなくて、やはり工事関係者のほうも

いろんなことがあろうかと思いますので、そのこともお互いに話をしながら、市としてはなるべく工事費の上乗せにならないように、工期も市民の皆さん方がずっと待ち望んでいらっしゃると思いますので、そのこともなるべく早く市民の皆さん方にお披露目ができるように指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

市長ありがとうございました。前も私この場で話したことがあります、もう動き出したらやめましようなんて、これはできないんですよ。これだけの大型の事業をやるしかないんですよ。だから、いろんなアクシデントが入ってきて、そこまで大変だろうとは思いますが、しかし、そのこの辺りしっかりと執行部の方は、もちろん肝に銘じていらっしゃると思います、気をつけて今後、あと半年ちょっとですか、完成するまで気を抜かないでお願いをしたいと思っております。

それともう一点、今回の補正でようやく民俗資料館の展示物、展示用の備品購入ということで18,500千円入っているんですよ。私はこういうふうな備品よりも、この展示室のデザインがどうなっているかなんですよ。そのフロアが非常に興味を引くようなデザインであって、そして、そこにこういうふうな展示のケースとかが置いてあって、子供たちの学習にも非常に役に立つとか、そういうふうなものじゃないと、申し訳ないですけど、今、古枝の公民館のところにある民俗資料館のものを全て持ってくるようじゃ、そういうふうなのは実際要らないですよ。新しい市民会館ができれば、ほかのところからも、市外からも視察に来られるかも分からない、議会からも来るかも分からない。合併もしていない、合併特例債もない市がこれだけの市民会館を造ったということで、県外からも視察に来たときに、すごいねと思うぐらいのをここで造らないと。

この民俗資料館をここに持ってくるということで国からの補助が得られたはずなんです。いろんな補助のメニューの中から探し出して、前市長がこれだということで入れたはず。この民俗資料館、これに関しては担当はどこになるんですかね、生涯学習課ですか。どこが監修というか、当たっていくんですか。それをまずお聞きして、その担当の方、御説明をお願いします。

○議長（角田一美君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

民俗資料館につきましては、生涯学習課が担当ということになります。



展示物はどういうものを展示するかと申しますと、今、民俗資料館にある昔の生活用具とか、農林——農業、漁業、林業の道具とかそういうもの、それにプラスして、伝承芸能の用具、例えば、面浮立の面とか、笛とか、鉦、太鼓、衣装、それから、郷土の偉人に関するような資料、それと、田澤記念館にある資料、あるいは歴史資料、鹿島から出てきた出土品とか古文書、古地図、古写真、それから、美術品の作品など、そういうものを計画しております。常設するものと、数か月置きに企画展をして3か月とか4か月展示をするような計画しております。

展示するエリアになりますけれども、部屋がございません。ですので、ラウンジとか人が動く通路、そういうところを5か所程度選びまして、そこに展示をするというような計画しております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

そうですね、担当課長おっしゃるとおりに、大体通路でしたよね。私たちも行政視察とか行ったときに、民俗資料館とか相当見てきているんですよ。ここはそういうふうなところは、今新しくできているところはデジタル化になっています。様々な映像を駆使した、そういうふうなものが私たちの目とか耳とかに入り込んでいく。

どのくらいこれにお金をかけられるかどうかは分かりませんが、やっぱり今の子供たちの興味を引くような——ただ、もちろん伝承芸能の道具であったり、それも必要かも分からない。でも、デジタル化の資料館コーナーというか、そういうふうなものも必要だと思うんですよ。だから、この限られた予算の中でできるものなのかどうか分からないですけど、DXのほうから新たな予算の獲得とかできないんですか。

○議長（角田一美君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

今回18,500千円を計上させていただいておりますけれども、その中にデジタルサイネージという、電子データから流すモニターのようなものですが、それを1台入れておりますので、そこで子供たちとかに映像とか写真とかを見ていただければと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

今回建設中の市民会館は、市民が本当に主役になる舞台でしたかね、そういうふうなのが

サブテーマについていたと思うんですよ。

教育長にお伺いします。私、これは目いっぱい市民会館を使っていただいて、小・中学校の金管バンドであったり、ブラスバンドであったり、そういうふうなのので発表会に使っていただいてもいいだろうし、いろんな学習の発表会、それもいいでしょう。

それに加えて、この民俗資料館も小学生に、やっぱり昔からこの鹿島市でいろいろなりわいとして行われてきた道具であったり、私たちが重伝建地区とか行けば、そこにはその地区の、こういうふうなもので生計を立ててきたという漁業のまちだったら、そういうふうな様々な写真もついて、すばらしい資料があります。

やっぱり子供たちに鹿島、自分が住んでいるところはこういうふうにして今この令和という時代を迎えているんだということも教える必要があるんじゃないかと思うんですよ。教育長、こういうふうな民俗資料館を含め、どういうふうに新市民会館の利活用を考えていますか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

まず、現在ある古枝の民俗資料館ですね、私、一番最近は2か月ほど前、7月に行きました。市民の皆様は、あそこは中を御覧になった方は少ないかと思えますけれども、大変見やすいように、先ほどありました漁業とか農業、私どもが子供の頃の昭和30年ぐらいまで使っていたいろんな器具があります。ちょうどそのときは鹿島の看護学校の生徒さんが見学に来ておられて、私どもの生涯学習の出前講座を活用されておりました。現在も大体小学校3年生を中心に見学に行っているところです。

今ありましたように、今回新しい市民会館は、数も限られておりますので、例えば、今ありましたような映像ですね、あるいは最近ですと、鹿島高校のところから鉄戈という弥生時代、約2,000年前のものが鹿島の、こういうところがあったとか、その辺りとか、ある程度限られた展示になると思いますので、これまであった古枝の民俗資料館と、そして、新しい市民会館での展示、これは2か所になるんじゃないかなと考えております。学習に活用するためにはそういう形になっていいかなと。

それと、新しい市民会館、市民のためのものですし、子供たちもいろんなことで活用できると思いますので、ここは積極的に活用していくように私も指導をしていきます。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

これで最後にします。

今回、市民会館の建設には、建設に関する企業さんからの寄附もいただいているはずなんです。私たちが、出来上がったのがどういうふうな——今は外観しか見えません、中はよく分かりません。驚くぐらいの、ああ、よかったなど、いい市民会館ができた、鹿島市のまた新たなランドマークの一つになるなど、そういうふうなのを期待します。

今回の補正、金額がまた1億円を超えるぐらい補正が上がってきますが、先ほども言ったように、止めるわけにはいかない。だから、私は賛成をします。しかし、今私が言ったことを肝に銘じていただいて、最後までやり遂げていただくようお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

まず、全員協議会で出された資料に基づいて質問をしたいと思います。

工期の延長ということで、全体的な大枠とすれば81,000千円の予算ですので、金額の大まかな内訳を知りたいと思って質問します。

その前に、工期の延長ということで、契約ということで、鹿島市建設工事請負契約約款、それから、国から出ている公共工事標準請負契約約款、これを参考にしながら質問いたします。

まず、工期延長はどちらから請求をしているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今回の工期の延長につきましては、受注者からの請求でございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、受注者からの請求ということでありますと、この約款の第21条、受注者の請求による工期の延長、「受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により」——責任によることができない事由により、「工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に」——市のほうに、「工期の延長変更を請求することができる。」となっています。

それで、第2項に、「発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。」、この必要があると認められるとなった場合という理由を教えてください。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

工期延長の理由につきましては、お手元の全員協議会資料でございますように、山留め工事及び地盤改良工事の際に、地中埋設物と申しますか、転石が出たことによる作業日数の増、また、令和3年大雨により地盤が軟化したことによる遅延、また、現場その他で新型コロナウイルス感染者の発生による遅延等がございました。

これらの理由につきましては、受注者、発注者それぞれの責、原因がどちらにあるということではなくて、当然、受注者の責ではない、発注者の責任でもないということで、これは正当な理由といえますか、工期を延長しなければならないだろうということで判断をいたしました。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、今言われたことについて具体的に聞いていきたいと思えます。

その前に、第2項の後段がありますので、それを読みたいと思えます。

「この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責に」——責任ですね、「帰すべき事由による場合においては、請負代金において必要と認められる変更を行い、又はその工期を延長したことにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」となっています。こちらのほうに責任があるときはということです。

それでは、具体的に聞いていきたいと思えます。

山留め工事及び地盤改良工事時に地中埋設物（転石）が出たことによる作業の遅延と。これは第21条の2項のどちらの責任もないということですね。

第2の、令和3年大雨により地盤が軟化したことによる遅延となっています。この地盤が軟化したというのは、地盤というのは一番下の辺りまでずっと地盤といいますので、これは何をもって地盤が軟化したのかを説明してください。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

令和3年8月豪雨の際、現場は基礎工事を行っている途中でした。基礎工事といいますか、地盤改良ぐいということで、地盤を改良して地盤を支えるくいを地中に造るという施工中でございました。

地盤ということで表現をいたしておりますけれども、雨が降って膝ぐらいまでぬかるむような状況で重機も入れなかったというような状況でございましたので、これにつきましては、先ほどお話がありましたように受注者の責ではないということで、その後につきましてはセメントを散布しながら攪拌して、表層部分を乾燥させて重機が入れるような処理をした後にまた再開したということで、工期が少し遅延したということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、そのことは第29条の不可抗力による損害ということなんですかね。この不可抗力は、天災等（暴風、豪雨、洪水）となっていますけど、この不可抗力の第29条に該当するということですかね。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えいたします。

第29条の不可抗力ということでございますけれども、天災等で発注者、受注者のいずれの責めにも帰すことができないものということで定められております。天災等というのが、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑りと幾つか種類がありますので、この中の豪雨ということで該当するかと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、次の新型コロナウイルス感染症の発生による遅延、これはどの条項に該当するのでしょうか。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

先ほどの約款の第29条の中にコロナという言葉はございませんけれども、国のほうから新型コロナが発生して蔓延をしたときに通知が来ておまして、新型コロナ感染症の罹患に伴う対応についてということで、少し読んでよろしいですか。「新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者か

ら工期の見直し等の申出があった場合には、必要に応じ工期の見直しや、これに伴い必要となる請負金額の変更など、適切な対応を講じていただくようお願いいたします。なお、この場合においては、特段の事情がない限り受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものと解されます。」ということで、国土交通省のほうから各県、市に来ておりますので、これらを参考にしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、4 の工事が4 工種に分かれ、現場での詳細打合せによる工種ごとの作業工程の調整を行ったことによる工期の見直しとありますけど、これは受けた人たちの責任ではないんですか。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

これにつきましては、今回の工事が4つの工種に分かれております。建築主体と、設備が3工種ということで発注をいたしております。当然その4工種間で調整をしながら作業を進めていかなければできませんので、そういったものがふくそうしてといいますか、例えば、建築主体が遅れてしまえば、ほかの設備工事ができないというようなことがあったり、上部でほかの作業員が作業をしていたら下の作業ができないというようなことの調整をしなければならなかったということで、それが幾らか日数がかかってしまったということでの表現をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、調整はその受注者の方たち、4工種ばってんなかなか難しかということでしょう。天井ができとらんやったら下のとがですね。

そしたら次は、継続費の増額の理由について。増額の理由については、請負代金額の変更方法等の第24条に該当してくると思います。

増額の理由の1は先ほども聞きましたので、2の現場での工法や部材の見直しによる増ですね。部材の見直しによる増というのは、これは受注——受けた方の責任ではないわけですね。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

ここで記載いたしております現場での工法や部材の見直しによる増ということでございますけれども、これは現場で施工を進める中で、設計上は当然、安心な構造計算といたしますか、それはやってあるわけでございますけれども、施工を進める中で、予期しない過重がかかったときに耐えられる強度が必要ではないかというような提案があったり、また、強度や、ここはもっと性能を向上させたほうがいいんじゃないかというような提案がございました。我々と、管理会社もおりますので、そういったところで検討した結果、やはりそういった強度を持たせたほうが安全だろうということで、鉄筋や鉄骨の量、また材料などの見直しを行ったところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、次の3の原材料・原油高の高騰、労務単価の上昇による増、これは第25条の賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更にあたると思います。

それで、第25条を読みますと、「発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるとき」とあります。この不適当となったと認めるときというのを説明してください。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

この要因の増については、先ほどおっしゃられた約款第25条の適用でございます。

御存じのように、近年の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の確保については、これについても国からその対応について適切に扱うようにということで求められております。

刊行物での一部の例を申し上げますと、労務費では、普通作業員が令和3年7月で16,700円、令和4年7月で17,100円と2.4%の増、電工では4.4%の増となっております。また、資材でも、鋼材が5.6%の増、電線は12.9%の増となっており、今も上昇を続けているような状況でございますので、こういったところで単価増といたしますか、それを適用させたという

ところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、理由というか、いろいろあるですよ。ただ、お互いに話し合いながらということですので、発注者側ばかりがお金を見て、予算を見ていくというのはなかですたいね。話し合いの中でできているわけでしょう。受注者側もやっぱり少しぐらいは——少しと言ったらおかしかですね、損を受けたというようなことを負担するというようなことも今までの話し合いではあったんですか。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

協議ということでございますので、受注者側からは請求が当然あってくるわけでございます。

ただ、公共事業といいますのは原則的に、先ほど申しますように、国や県から示された公共単価を使いながら積算していくということでございますので、現場自体は実勢価格で負担されているところではございますけれども、こちらとしては公共単価で積算をしながら、そういったところでお話し合いをしていくという状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは最後に、これから受注者と契約を結ばれるわけですが、その契約の際に、契約に当たっての基本的な考え方を教えてください。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今回、補正予算で、事業年の延長と継続費総額の増額をお願いしているところでございます。この範囲の中で仮契約を締結していくということになりますけれども、先ほど市長も申しましたように、工期についてもできるだけ早期にできないかというようなこと、契約金額についてもできるだけ抑えられるようなことがないかということで進めていきたいと思っ



おります。

以上です。

○議長（角田一美君）

お尋ねします。

あと質問される方は挙手をお願いします。質問なしでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明10日から14日までの5日間は休会とし、15日午前10時から決算審査特別委員会を開会し、現地調査を行い、その後、16日、21日及び22日に審査を行います。

なお、次の会議は9月27日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時9分 散会